

千葉県立市原高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

1 いじめに対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

（2）基本理念

いじめは、他人への人権侵害であり、人として許される行為ではありません。そして、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることです。教職員は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、学校の内外を問わず、地域、保護者及び関係機関と連携し、いじめ根絶のためにいじめ防止等の施策を行わなければなりません。

（3）インターネット上のいじめ

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や、誹謗中傷、画像等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールとして送るなどの行為によって、いじめを行うものです。一度流出した情報は、回収は不可能となります。

2 未然防止

いじめ問題は、「いじめが起らないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのために学校職員は、「いじめは、いつ何処にでも起こり得る」という認識をもち、互いに好ましい人間関係を築き、豊かな心を育成し、「いじめを生み出さない環境づくり」に取り組むことが不可欠です。生徒の実態、地域等の実情等を把握して、年間を通して予防的な取組を計画・実施していきます。

1 生徒観察

(1) 生徒の実態の把握

生徒やクラスの様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。生徒と同じ目線で対応することで、生徒たちの間の人間関係、精神状態を推し量ることができます。

本校では、少人数制の利点を大いに活用し、HR及び授業の中で生徒の実態を把握していきます。

2 コミュニケーション力の育成

(1) 信頼される教職員

生徒は、教職員の言動に目を向けています。教職員の何気ない言動が、生徒の心を傷つけ、結果としていじめを助長してしまふことがあります。教職員は、生徒のよき人生の先輩として、信頼されるよう対応していきます。

(2) 自尊心を高める学校活動

授業をはじめ学校活動のあらゆる場面で、他者とのかかわりを体験し、それぞれの違いを認め合うことを学習します。その中で「自己達成感」を体験させ、生徒の心の成長を図ります。さらに、教職員の温かい声かけによって、認められたという「自己肯定感」を育成していきます。

3 人間力の育成

(1) 人権教育の充実

学校生活の中の体験活動等をとおして、生徒が他人の傷みを感じることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の醸成を図ります。

(2) 道徳教育の充実

少子高齢化、情報化等、社会の急激な変化の中で、未熟な考え方や道徳的判断力の乏しさから起こる「いじめ」の防止には、1学年における道徳の授業を活用していきます。2, 3学年については、全校で行う特別活動「いのちを大切に作るキャンペーン」の中で分野毎に学習していきます。

(3) 生徒会活動の充実

生徒会役員を中心とした、「いじめ防止」キャンペーンを実施して、生徒たち自身によっていじめを防止する力を養っていきます。

4 インターネット上のいじめに対して

(1) 学校における指導

インターネット上の書き込みについては、その匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないという考えかたが根本にあるようです。学校では、情報科の授業・特別活動の安全教育において、インターネットの特殊性による危険や陥りやすい心理を踏まえて情報モラルの指導をしていきます。

また、情報の拡散や加害者の特定の困難さなどから、早期に警察と連携した対応もしていきます。

(2) 家庭における指導

学校での情報モラルの指導には限界があり、生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する家庭において、フィルタリングだけでなく危険から守るルール作りを行うことをお願いします。

5 外部への情報提供

(1) 保護者・地域への情報提供

学校の様子を保護者や地域に伝えるために、6月に1週間保護者面談を実施し担任が個別の相談に応じるとともに、授業参観週間を設定し、生徒の学校での様子を直接御覧いただいています。

3 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決への近道です。そのためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係を深めておくことが大切です。また、いじめは教職員や大人も気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを認識し、些細な兆候を敏感に察知し、積極的にいじめを認知する姿勢をもって対応します。

1 早期発見の手立て

(1) 集団等の変化の察知

生徒やクラスの変化を知るためには、休み時間や放課後の自由時間の生徒の様子に目を配ります。特に、クラスの中にどのような集団があり、その集団の人間関係がどうであるかを把握することが必要です。本校では、学年室体制を活用して生徒の人間関係を見守っています。

(2) いじめ実態調査アンケートの実施

いじめに関する定期的な実態調査を各学期途中（6月、11月）に実施します。いじめを受けている生徒にとっては、その場での回答が難しい状況も考えられるため、実施については、持ち帰り等状況に応じて配慮をします。

(3) 教育相談の活用

日常の生活の中で生徒への声かけ等、教職員は生徒が気軽に相談できる環境づくりに努めています。本校では、教育相談担当・養護教諭が常時生徒の相談に対応し、いじめ等の相談窓口となっています。また、毎週水曜日に来校するスクールカウンセラーと情報交換を行い生徒の状況を把握しています。

(4) インターネット上のいじめの早期発見

学校がWebを監視することは難しいことですが、メールを見たときの表情の変化等、生徒が見せる小さな変化を見逃さないよう注意を払います。御家庭でも変化を感じた場合は、躊躇せずに本人に問いかけ、学校へ御相談ください。また、千葉県では、サイバーポリスが常にWebを監視して、異常発生の場合は、学校に連絡するよう体制が整っています。

(5) 保護者との連携

日常的に担任等は、生徒の状況について保護者と連絡を密にすることを心がけています。また、6月に保護者面談週間を設け保護者からの相談にも応じています。

2 いじめ相談・通報窓口

いじめを受けていることは「恥ずかしい」「惨め」なことではありません。同様にいじめを通報することは卑怯な「チクリ」ではありません。勇気を持って信頼できる大人に相談するよう指導しています。

(1) 校内窓口

いじめ相談・通報窓口： 教頭・生徒指導部長・学年担当・養護教諭
(学年担当は、セクシュアル・ハラスメント相談委員と同じです。)

(2) 外部窓口

千葉県子どもと親のサポートセンター	24時間いじめ相談
フリーダイヤル	0120-415-446

子ども人権110番(法務省)	月曜～金曜	8:30～17:15
	フリーダイヤル	0120-007-110

4

いじめ問題に取り組む組織及びその対応

いじめ問題への取組は、校長のリーダーシップの下「いじめ根絶」の強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行うことが必要です。そのためには、いじめの防止、早期発見、早期対応の取り組みを、あらゆる学校教育活動の中に展開することが求められます。本校でも生徒指導部を中心に取り組みを進めています。

5 指導・支援について

(1) 被害者への支援

- ①精神的なケア 安心して学校に通学できるよう、職員（担任、学年職員、スクールカウンセラー等）が被害生徒及び保護者の心のケアを行います。
- ②物理的なケア 安心して学校に通学できるよう、保護者との連携を密にして、通学路及び校内における見守りをしていきます。

(2) 加害者への指導

いじめの被害者が安心して教育を受けられるよう配慮が必要であると認められるときは保護者と連携をとりながら、一定期間別室等において学習を行わせる等の特別な指導措置を講じます。

いじめという行為がどんなに卑劣で、いじめの結果、他人を傷つけることになることを、しっかり認識させ2度といじめを行わないよう指導をするとともに、保護者への助言を継続的に行っていきます。

(3) 傍観者への指導

いじめの加害・被害の2者関係だけでなく、「傍観者」として、同調し面白がったり、黙認している生徒に対する指導も学年を中心に行っていきます。

(4) 特別な支援を必要とする生徒への指導

専門的な知見に基づき対応するために、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して対応していきます。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 例 (i) 生徒が自殺を企図した場合
 - (ii) 身体に重大な障害を負った場合
 - (iii) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (iv) 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより、在籍する相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは、30日を目安とする。)

(2) 重大事態への対応

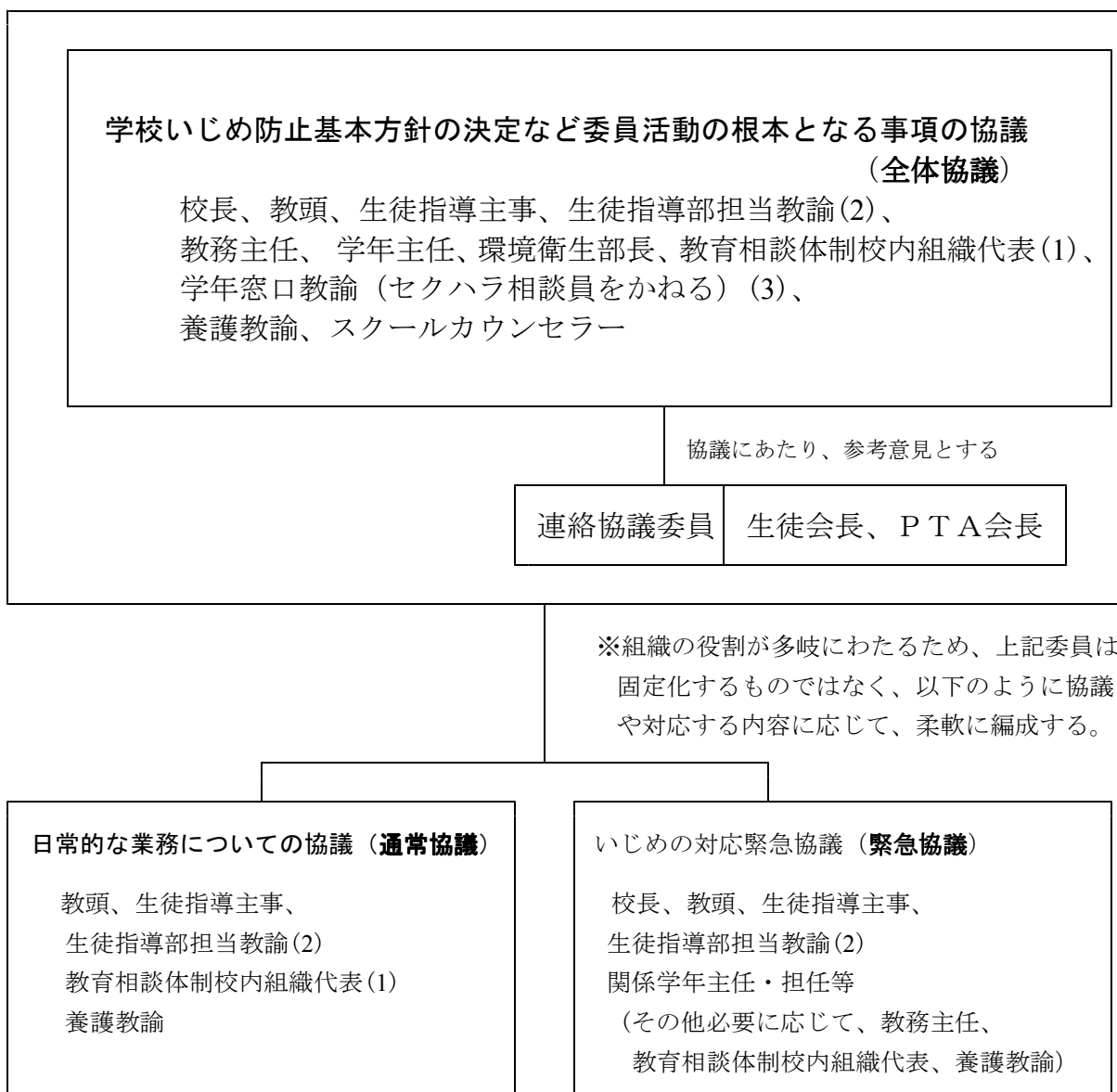
- ①必要に応じて警察等関係機関に通報し、迅速な問題解決にあたります。
- ②教育委員会へ報告し、支援・指導を受けます。

1 いじめ防止等対策委員会

学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり中核となる役割を担うもので、具体的には、

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの発見、関係生徒の指導・支援、保護者との連携を組織的に実行する。

いじめ防止等対策委員会(仮称)



1 いじめへの組織対応の流れ

